

「公共工事における地場中小企業支援措置」の取組内容

1 公共事業の予算確保や計画的な発注

1-1 スピーディかつ計画的な発注

工事や設計委託等における施工時期等の平準化

- ・ 工事の目標・・・【金額ベース】平準化率0.7以上（指標値C）を目指す
- ① 委託の目標・・・各月の履行期限を迎える業務件数の比率を下記数値になることを目指す
 - ・ 土木設計・測量・・・30%以下
 - ・ 地質調査・建築設計・設備設計・・・20%以下

- ② スピーディな工事契約における入札手続き
 - ・ 「短縮日程」の設定

- ③ 物件移転補償費及び用地費の前払金の対象拡大（暫定措置）
 - ・ 前払金割合の見直し・・・標準70%以内 → 80%以内

1-2 適正な予定価格等の設定

最新の公共工事設計単価の採用及び特例措置の活用

- ① 【特例措置】
 - ・ 新労務単価に基づく請負代金額の変更
- ② 工事・設計委託等の入札における最低制限価格の設定
- ③ WTO案件での特別重点調査制度の試行運用
- ④ スライド条項の活用（単品・全体・インフレ）
- ⑤ 適切な設計変更

2 地場企業の育成・振興及び受注機会の確保

2-1 地場企業の育成・振興

- ① 工事・委託の成績優良業者表彰制度の運用
- ② スピーディな工事代金の支払手続き
- ③ 前金払制度及び特例措置の活用
 - 【特例措置】
 - ・ 工事の前金払の使途範囲についての拡大措置
- ④ 地域建設業経営強化融資制度の活用
- ⑤ 工事書類の簡素化

2-2 地場企業の受注機会の確保

- ① 適切な入札参加資格要件等の設定
- ② 分離・分割発注の推進
- ③ 工事下請及び資材調達における地場企業の活用促進